

令和元年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 元年11月28日（木）

午前 9時57分 開 会

午前10時40分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分について（令和元年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

日程第 5 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 7 議案第 1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和元年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 7号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（16名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	6番	渡 邊 龍 之 君
7番	関 藤 龍 也 君	8番	寄 谷 猛 男 君
9番	佐々木 和 代 君	10番	安 樂 良 幸 君
11番	本 間 保 昭 君	12番	田 村 勇 君
13番	柴 田 文 男 君	14番	荒 木 文 一 君
15番	水 口 典 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 千 田 史 朗 君

教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	総 務 部 次 長	柳 圭 史 君
市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君	産 業 振 興 部 次 長	阪 本 康 雅 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	廣 瀬 一 仁 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	深 村 栄 司 君
企 画 課 長	諏 佐 孝 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次	長	菊 田 健 二 君
書 記	村 井 理 君	書	記	池 田 茂 喜 君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、台風１９号など相次ぐ自然災害で被災され、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

○事務局長 黙祷。

(黙 祷)

○事務局長 黙祷を終わります。

開会 午前 ９時５７分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第４回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１６名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において安樂議員、本間議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議長 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎日程第３ 行政報告

○議長 長 日程第３、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、令和元年１０月に発生しました台風１９号により甚大な被害を受けた友好親善都市、栃木市への支援についてこの場をおかりしてご報告を申し上げます。

まずはご報告を申し上げる前に、改めてこのたびの台風１９号により、ただいま黙祷をささげましたが、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りし、被災された全ての皆様に対して心よりお見舞いを申し上げます。

栃木市におかれましては、平成27年9月にも大規模な豪雨災害に見舞われたところですが、今回の台風19号による被害はそのときの被害を大きく上回るものであり、栃木市の発表によりまずと死亡者1名、重傷者2名を出したほか、約9,600世帯にも及ぶ床上、床下浸水を初め道路や橋梁といったインフラの損壊も伴う広範で大規模な被害となり、農業を初め地域の産業にも極めて大きな打撃を受けたとのことであります。栃木市では現在も官民挙げて復旧に向けて懸命な努力が続けられているところであります。

滝川市としては、栃木市のこうした状況を受けて、大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定に基づき、速やかにでき得る支援に努めました。まず、人的支援として被害発生2日後の10月16日に職員1名を派遣し、被害状況の把握等に努め、その後の対応を検討いたしました。また、栃木市からの応援要請を受けて10月21日から11月2日までの間、2名1班体制で計4名の職員派遣を行い、罹災証明に係る業務を支援いたしました。同時に、物的支援として家屋から排出される土砂を運搬するための土のう袋5,000袋の提供をさせていただきました。また、後ほど専決処分についてご報告申し上げますが、11月13日に栃木市役所を訪ね、滝川市からの災害見舞金100万円を滝川市議会議員会を初め滝川市職員福利厚生会など7団体からの災害見舞金101万5,500円と合わせて私から大川栃木市長に直接お渡しをさせていただきました。なお、大川市長からはこうした支援に対して滝川市民の皆様にも深い感謝の言葉を賜りましたことをあわせてお伝えをさせていただきます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について（令和元年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

○議長 長 日程第4、報告第1号 専決処分について（令和元年度滝川市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものであります。

専決事項は、令和元年度滝川市一般会計補正予算（第4号）であります。

本年10月に発生した台風19号で被害を受けた友好親善都市である栃木市を支援するため補正したいとするものでございます。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ100万円を増額し、予算の総額を210億2,472万7,000円としたいとするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところで、専決処分年月日は令和元年10月28日であります。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款5項1目災害救助費、補正額100万円の増額につきましては、災害救助に要する経費の補正で、先ほど市長から口頭報告がありましたとおり友好親善都市であります栃木市では、台風19号による記録的な大雨により永野川が決壊するなどにより道路の冠水、床下、床上浸水、家屋の損壊、さらに1人のとうとい命が奪われるなど甚大な被害を受けました。現在も復旧対応に追われている中、職員を派遣して復旧支援と現状把握を行い、その後さまざまな支援策の検討を行った結果、独自かつ緊急支援策として寄附金を拠出する必要があると判断し、補正したいとするものであります。

以上、歳出合計で100万円の増額となったところであります。

続いて、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款1項1目繰越金100万円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものであります。

以上、歳入合計で100万円の増額となったところであります。

以上を申し上げ、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第5 報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第5、報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第2号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、設備損壊事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、令和元年8月8日午前9時45分ごろ。事故発生場所は、砂川市北光401番地1、北海道子どもの国敷地内で、事故の相手方は記載のとおりであります。損害賠償額は31万4,928円で、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により全額保険適用されております。事故原因につきましては、公用マイクロバスによる送迎用務において乗車児童等を降車させた後、車両を移動させるため後退させた際、右後方部を施設内に設置されていた車どめ用のステンレスポールに衝突、損壊させ、相手方に損害を与えたものであります。専決処分年月日は、令和元年9月20日であります。

以上、報告とさせていただきますが、このたびの事故で相手方に多大なご迷惑をおかけしましたことについて心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様に深くおわびを申し上げます。今後におきましては、運転業務に従事する職員に対し一層の安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第6、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第3号 専決処分につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を得たいとするものです。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定です。事故の発生は、令和元年9月13日金曜日午後3時50分ごろ。発生場所は、滝川市江部乙町西10丁目743番地先の国道12号線下り車線となります。事故の相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償額は109万4,840円で、車両の物損と代車経費となります。この賠償額につきましては、全額が市の加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で補填されております。なお、治療費につきましては、現在通院中のため賠償金額が確定に至っていないことから、金額確定後議会にお諮りさせていただく予定としております。事故の原因ですが、介護サービス用務により公用車両で国道12号線を北に向かって走行中、道路工事に伴う交通規制で停車中の相手方車両後部に衝突し、損害を与えたものです。専決処分年月日は、令和元年10月17日であります。

このような事故を起こし、相手方に多大なご迷惑をおかけし、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様にも深くおわび申し上げます。交通事故につきましては、より一層注意を促し、安全運転の徹底に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議 案 第 5 号

令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和元年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和元年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明申し上げます議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、一般職の職員の給料月額改定等についての補正となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,107万7,000円を追加し、予算の総額を210億3,580万4,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額32万5,000円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額の改定等に伴い、本年12月の議員期末手当の増額を行いたいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額75万2,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当等の増額に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

8款4項2目土地区画整理費、補正額2万円の増額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。同様に本年12月の勤勉手当等の増額に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額998万円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計1,107万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款1項1目繰越金1,107万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1,107万7,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案をごらんください。まず、今年度の滝川市国民健康保険特別会計予算の会計年度の名称につきましては、一般会計と同様に令和元年度といたします。

次に、補正の内容についてでございますが、議案第1号と同様に令和元年人事院勧告に伴う一般

職の職員の給料月額の改定等に伴い、国民健康保険特別会計に属する一般職の職員の本年４月からの給料及び勤勉手当等の増加分を計上するものです。

第１項で、歳入歳出予算にそれぞれ２６万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億９，６１９万２，０００円とするものです。

第２項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次のページ、２ページ、３ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しをお願いいたします。

次のページをお開きください。４ページ以降は、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。補正の内容につきましては６ページ以降でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。

まず、歳入についてですが、３款１項１目一般会計繰入金２６万９，０００円の増額は、補正に必要な財源を一般会計からの繰入金とするものでございます。

続きまして、歳出です。８ページ、９ページをごらんください。１款１項１目一般管理費２６万９，０００円の増額です。一般職の職員の本年４月からの給料及び勤勉手当等を増額するものでございます。

以上、歳入歳出ともに２６万９，０００円を増額するものです。

次のページ、１０ページは給与費明細書でございますので、お目通しをお願いいたします。

以上申し上げまして議案第２号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第３号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該特別会計に属する職員の平成３１年４月からの給料及び令和元年１２月の勤勉手当等の増額補正をしたいとするものでございます。

１ページをお開き願います。第１項で、歳入歳出の総額にそれぞれ９万３，０００円を追加し、予算の総額を８億１，８８２万１，０００円とするものでございます。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

２ページから３ページまでは第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１款１項１目市営住宅管理費、補正額９万３，０００円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額改定等に伴い、本年４月からの給料及び本年１２月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１

款１項１目住宅使用料９万３，０００円の増額でございますが、補正に必要な財源を住宅使用料現年度分で調整したいとするものでございます。

以上、議案第３号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第４号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第１号、一般会計補正予算（第５号）で説明がありました提案理由と同様、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額の改定等について追加補正したいとするものであります。

１ページをごらんください。第１項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ６２万円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額を４１億７，８５１万４，０００円とするものです。

第２項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第１表によるところでございます。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。１款１項１目一般管理費、補正額２０万２，０００円の増、１款２項１目賦課徴収費、補正額６万８，０００円の増、３款１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額１４万５，０００円の増、３款２項１目包括的支援事業費・任意事業費、補正額２０万５，０００円の増額につきましては、いずれも本年４月からの給料及び本年１２月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で６２万円の増額となったところでございます。

歳入についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開き願います。２款国庫支出金、２項２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）３万６，０００円の増、３目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）７万８，０００円の増、３款道支出金、２項１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）１万８，０００円の増、２目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）３万９，０００円の増、４款支払基金交付金、１項２目地域支援事業交付金３万９，０００円の増、６款繰入金、１項１目一般会計繰入金３２万７，０００円の増、８ページ、９ページをお開きください。７款繰越金、１項１目繰越金８万３，０００円の増額につきましては、それぞれ歳出の増額に伴う負担割合等に応じた増額によるものでございます。

歳入合計で６２万円の増額となったところでございます。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第５号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該特別会計に属する

職員の令和元年12月の勤勉手当等の増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2万円を追加し、予算の総額を7,833万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額2万円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。職員の職員手当等の改正に伴い、本年12月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金2万円の増額でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

以上、議案第5号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第6号の説明をさせていただきます。ただいま上程されました議案第6号 令和元年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、当該事業会計に属する職員の平成31年4月からの給料及び令和元年12月の勤勉手当等の増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費2,588万4,000円を2,597万円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては補正予算明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開きください。1款1項5目総係費で8万6,000円の増額補正を行い、執行残が見込まれる6目業務費について同額の減額補正を行うものでございます。これにより、収益的支出の款項は当初予算と同額となるものであります。

以上、議案第6号 令和元年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第7号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、一般会計補正予算（第5号）で説明がありました提案理由と同様で、病院事業会計に属する職員の月額給料等の改定等を行うための補正でございます。

第1条は、総則です。

第2条では、令和元年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定

額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を15万6,000円増額し、補正後68億1,316万7,000円に、第3項高等看護学院収益を15万6000円増額し、補正後9,336万6,000円とするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を1,103万7,000円増額し、補正後72億7,053万9,000円に、第1項医業費用を1,088万1,000円増額し、補正後68億2,788万8,000円に、第3項高等看護学院費用を15万6,000円増額し、補正後9,336万6,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正したいとするものです。(1)、職員給与費を1,103万7,000円増額し、補正後39億7,654万9,000円とするものです。

2ページから7ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。1款1項1目給与費では1,088万1,000円の増額で、補正後38億9,836万2,000円とするものです。内訳といたしましては、給料で257万円、手当で434万6,000円、賞与引当金繰入額で235万9,000円、法定福利費で119万8,000円を、また法定福利費引当金繰入額で40万8,000円をそれぞれ増額補正したいとするものでございます。

1款3項1目給与費では15万6,000円の増額で、補正後7,818万7,000円とするものです。内訳といたしましては、手当で7万8,000円、賞与引当金繰入額で5万2,000円、法定福利費で1万6,000円、法定福利費引当金繰入額で1万円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

収入ですが、1款3項1目学院収益で補正額15万6,000円の増額で、補正後9,336万6,000円とするものです。支出で申し上げました学院給与費の増額に伴い、一般会計負担金を15万6,000円増額補正したいとするものです。

以上、議案第7号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、令和元年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等の改正を行うこととするものであります。人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定につきましては、今臨時国会での法案成立を受けたところでございますが、本市におきましても従来までの国公準拠の考え方を基本に国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものであります。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っていると

ころであります。

それでは、議案第8号参考資料の新旧対照表1ページをごらんください。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係についてでございますが、第36条第1項第1号は、勤勉手当の支給額について国公準拠とするため、支給割合を0.05月分引き上げる改正であります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係ですが、第36条第1項第1号は、第1条関係で説明いたしました勤勉手当の支給額の引き上げ分について令和2年度以降の支給割合を均等に割り振るための改正であります。

最後に、附則でございますが、第1項で施行期日を公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定について、平成31年4月1日から適用するものであります。

次のページ、第3項は、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与につきましては、改正後の規定による給与の内払いとみなすための規定であり、第4項は、この一部改正条例の施行に関し必要な事項について、規則委任を行うための規定であります。

最後に、3ページから19ページまでは、国の改定に準じて改める各給料表の新旧対照表であります。

今回の給与改定の概要でございますが、国公準拠とし、医療職給料表1の医師を除き、初任給を大卒程度で1,500円、高卒程度で2,000円の引き上げ、これを踏まえ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定を行うとともに、医療職給料表1の医師については、それらの改定状況を踏まえ、所要の改定を行いたいとするものであります。なお、全職員をベースとした平均改定率は0.17パーセントとなります。

末尾の議案参考資料についてもお目通しを願います。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第8号までの8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第8号までの8件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員